

平成30年 決算特別委員会 第一分科会〔総務部所管〕開催状況

開催年月日 平成30年11月13日(火)

質問者 日本共産党 菊地 葉子 委員

答弁者 総務部長、財政局長、資金担当課長

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 地方交付税と臨時財政対策債について 地方財政の厳しさが増し、地方の財政的自由度が狭められることで、財政の面から地方自治の危機、地方破壊が進んでいる状況にあります。なぜこうした事態に陥っているのか、決算状況から見ていきたく、以下、何点か伺います。</p> <p>(一) 地方交付税額と臨時財政対策債の発行額の推移について まず、これまで過去5年間の、臨時財政対策債を含めた普通交付税の総額と臨時財政対策債の発行額について伺います。</p> <p>(二) 臨時財政対策債の残高と元利償還金の推移について 臨時財政対策債は、地方財源の不足に対処するため、地方財政法の特例として発行される地方債であり、その元利償還金については、翌年度以降の基準財政需要額に全額算入されるものと承知しております。そこで、2001年以降これまで発行してきた臨時財政対策債に係る残高と元利償還金の推移(過去5年間)について伺います。</p> <p>(三) 地方交付税について 臨時財政対策債を含めた普通交付税の総額は年々減少しています。そんな中、臨時財政対策債の発行額は1千億円規模で推移し、その残高も年々増加しています。 地方交付税は、地方の固有財源であり、本来、地方公共団体が臨時財政対策債を発行して一時的に肩代わりするのではなく、地方交付税として措置されるべきものと考えますが、道の見解とこれまでの国に対する道の対応について伺います。</p> <p>(四) 基準財政需要額の事業費補正について これまでの要望・取組では、なかなか仕組みが変わっていないところですが、普通交付税の算定に用いられる基準財政需要額についてお尋ねします。 基準財政需要額は、「単位費用」に「測定単位」と「補正係数」を乗じて算定され、補正係数の項目の一つとして、事業費補正があるものと承知しております。 そこで、まず、事業費補正とは、具体的にどのようなものなのか伺います。</p>	<p>(資金担当課長) 臨時財政対策債などの推移についてでございますが、普通交付税と臨時財政対策債との合計額は、25年度は8,655億円、26年度は8,264億円、27年度は7,815億円、28年度は7,643億円、29年度は7,346億円となっております。このうち、臨時財政対策債の発行額は、25年度は1,923億円、26年度は1,650億円、27年度は1,392億円、28年度は1,138億円、29年度は1,148億円となっております。</p> <p>(資金担当課長) 臨時財政対策債の残高等の推移についてでございますが、各年度末における、臨時財政対策債の残高は、25年度は1兆4,885億円、26年度は1兆6,035億円、27年度は1兆7,048億円、28年度は1兆7,722億円、29年度は1兆8,419億円となっております。 また、臨時財政対策債の元利償還金に係る基準財政需要額は、25年度は599億円、26年度は712億円、27年度は807億円、28年度は882億円、29年度は962億円となっております。</p> <p>(資金担当課長) 地方交付税についてでございますが、地方財政全体の財源不足への対応につきましては、臨時財政対策債のような特例的な地方債によるのではなく、本来、地方交付税の法定率の引上げなどにより抜本的な対応を行うことが必要であると認識しているところでございます。 このため、道といたしましては、これまでも、全国知事会をはじめとする地方六団体とも連携しながら、法定率の引上げなどにより地方交付税総額の安定的な確保を図るよう、国に対し強く要望してきているところでございます。</p> <p>(資金担当課長) 事業費補正についてでございますが、基準財政需要額の算定におきましては、自然的・社会的条件などの違いから生じる地方団体間における行政経費の差を捕捉するため、各種の補正係数が用いられておりまして、そのうち、事業費補正は、河川改修や砂防に関する事業など、特定の事業実施のために借り入れた地方債の元利償還金の一定割合など、実際の投資的経費の財政需要を反映させるために設けられているものでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(五) 事業費補正の見直し等について この事業費補正については、2002年、平成14年度以降、特定の事業において、算入率の引き下げや廃止などの見直しが行われていますが、その内容と推移、影響について伺います。</p> <p>事業費補正の見直しにより、この16年間で193億円も基準財政需要額が減少しているとのこと。</p> <p>(六) 地方公共団体の財政運営に与える影響について 地方交付税が増加しない要因については、様々あると考えられますが、基準財政需要額に算入される臨時財政対策債の元利償還額がいくら増加していても、国が事業費補正の見直しを行うことで、結果的に、相殺されてしまうことが要因ではないかと考えられます。財政力が弱い地方公共団体の財政運営にとっては、深刻な問題と考えますが、道の認識を伺います。</p> <p>(七) 道の対応と全国知事会の提言等について 地方交付税総額の安定的な確保に向けて、これまで道はどのように対応してきたのか伺います。また、今年7月27日に開催された全国知事会では、臨時財政対策債の廃止や、地方交付税の法定率の引き上げを含めた抜本的な改革などを行うべきと提言を決議しています。国への強い提言となっていると考えますが、道のこれまでの対応との違いについても、見解を伺いたいと思います。</p> <p>【知事総括保留事項】 地方の財政を安定的に確保していくという意味では、全国知事会の思い、これは私どもも、そうだと思っているのですが、ここまで議論させていただいて、道の臨時財政対策債の残高が、1兆8,000億円を超えるまでに膨れ上がっており、こうした全国知事会の提言もありますし、<u>地方財政の健全性の問題で、是非、高橋知事にも直接伺いたく、委員長には、お取り計らいをお願いいたします。</u></p>	<p>(資金担当課長) 事業費補正の見直し等についてでございますが、事業費補正については、地方公共団体の自主的・主体的な財政運営を図る観点から、特定の事業に係る元利償還金につきまして、事業費補正方式から人口等の測定単位に応じた算入に振り替えるなど、平成14年度以降、累次の見直しが行われてきたものと承知をしているところでございます。 この間、道における投資的経費が減少するなど、様々な変動要素がございますことから、見直しによる影響額のみを正確に算出することは困難でございますが、当該補正に係る基準財政需要額は、見直し前の平成13年度の459億円と比較し、29年度は266億円となっており、193億円減少しているところでございます。</p> <p>(財政局長) 交付税等に関する道の認識についてでございますが、各年度における地方交付税等につきましては、税収の動向はもとより、国の制度改正などに大きな影響を受け、変動するものでございますが、安定的な財政運営を行っていくためには、必要な財政需要がまずは的確に地方財政計画に計上されるとともに、法定率の引上げなどにより、交付税等の一般財源総額が十分に確保されることが何よりも重要と認識をしております。 道といたしましては、今後とも、住民の皆様に必要な行政サービスを主体的かつ安定的に提供していくため、臨時財政対策債の償還に要する経費の基準財政需要額への確実な算入とともに、寒冷で積雪が多く、また、広大な面積に人口が分散していることにより、行政経費が多額となる本道の実情を踏まえまして交付税の算定が行われるよう、国に対し、あらゆる機会を通じて強く働きかけてまいる考えでございます。</p> <p>(総務部長) 道の対応等についてでありますけれども、道におきましては、これまで発行してきました臨時財政対策債に係る償還財源の確実な担保や、地方交付税の法定率の引上げなどによりまして地方交付税総額の安定的な確保が図られるよう、これまでも、全国知事会と連携するなど、あらゆる機会を通じて国に対し強く要望してきているところでございます。 こうした中、本年7月に開催をされました全国知事会議におきましても、臨時財政対策債の廃止ですとか、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革や、償還財源の確保などにつきまして、本道も含めた全都道府県からの提言として取りまとめたところでございまして、道のこれまでの考え方が反映されているものと認識しているところでございます。</p>